

令和4年1月28日

第1学年保護者 各位

霧島市立隼人中学校
校長 三戸瀬 智

新型コロナウイルス感染状況に伴う
第1学年の臨時休業の延長について（お知らせ）

寒冷の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第1学年において、新型コロナウイルスに係る陽性者及び濃厚接触者・その他接触者が増えたため、市教育委員会の指導の下、1月27日（木）～28日（金）を臨時休業の措置をとり、皆様方には多大なご心配をおかけしております。

つきましては、週末の感染状況及び陽性者の回復の具合を把握するために、市教育委員会の指導を受け、臨時休業の1日延長をすることにしました。保護者の皆様方には、多大なご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、詳細は、下記のとおりです。

記

1 臨時休業延長の学年
第1学年

2 臨時休業延長の期間
令和4年1月31日（月）まで

※ 今週末の感染状況によっては、臨時休業期間をさらに延長することもあります。
その際は、学級連絡網またはマチコミメールにて連絡しますので、常に確認をお願い致します。

3 臨時休業にあたっての留意事項

- (1) 今回の臨時休業の延長は、今週末の感染状況の把握や感染拡大を予防するためのものです。外出は控え、家庭内での感染症予防の徹底にご協力ください。
- (2) 臨時休業中は登校できません。お子様には、外出せず、自宅でこれまでの学習内容の復習やこれからの学習内容の予習、読書等に取り組むよう、ご指導ください。
- (3) 家庭内での新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用・うがい・手洗い、換気、会食を控える等）を継続してください。
- (4) 臨時休業期間中でも、お子様またはご家族がPCR検査を受ける場合や同居する家族からPCR検査で陽性反応が出た場合は、学校に連絡してください。また、自宅待機等の期間は保健所の指示に従ってください。
- (5) 部活動については、1月31日（月）まで部活動一斉停止を延長します。さらに、部活動停止を延長する場合はその都度連絡します。
- (6) 臨時休業期間中に、生徒の状況を把握するため、電話連絡をすることがあり得ることをご了承ください。
- (7) 感染者の一日も早い回復を願うとともに、うわさ等による風評被害が生じないよう、感染者及び御家族の心に寄り添った冷静な対応をお願いします。